

本当に知ってほしい 障がいのある方のリスク

ぜんち共済株式会社 営業統轄部長 富岡 竜一

皆様は“リスク”という言葉をご存じですか？ 頻繁に使われる言葉ですので、もちろん聞かれたことがあると思います。しかし、改めて「障がいのある方のリスクにはどんなものがあるか？」と問われると、即座に答えられる方は意外に少ないのではないのでしょうか。

今回、日本ダウン症協会様のご厚意により、障がいのある方専門の保険を引き受けている弊社のデータに基づいた、障がいのある方のリスクとその対処について、会員の皆様に情報としてご提供したく思います。この記事がダウン症のあるご本人とご家族の日々の安心に役立ていただければ幸いです。

障がいのあるご本人のリスクとは？

リスクを「事故」と解釈される方が多いのですが、それは間違いです。リスクとは「事故の原因になる危険因子」ということで、リスクを原因として事故という目に見える結果が生じるのです。ですから、ここでお話しする「リスク」とは「ご本人が抱えている危険因子」ということになります。

では、具体的には、どのような危険因子が潜んでいるのでしょうか？ 弊社の保険商品「ぜんちのあんしん保険」では、病気・ケガの入院、個人賠償責任、被害に遭われた際の弁護士費用などを補償する内容になっています。保険金の支払い件数からリスクの比重を見ていくと、圧倒的に多いのは「病気の入院」で、次は「個人賠償責任」です。

これらの二つには、保護者の方の多くが気付かれています。「子どもが病気で入院したときの備えに」「人に迷惑をかけないか心配

と、弊社の保険に加入される保護者の多くが口にする言葉ですが、本当にご本人のリスクはこれだけでしょうか？

気付いていない第三のリスクとは？

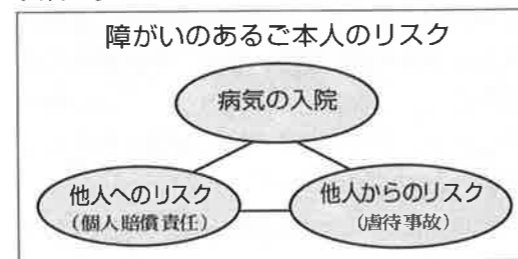
実は、多くの方は、障がいを理由として他人から暴力を振るわれたり、騙されてお金を取られたりする「他人からのリスク」というものに気が付いていません。しかし、弊社の保険金請求を見ると、このリスクも厳然と存在するのです。しかも、このリスクについては、施設入所のご本人に比べて地域で生活されているご本人のほうが高いといえます。

平成24年10月に「障害者虐待防止法」が施行されました。なぜこのような法律が施行されたのか？ 残念なことに、法律で規制しなければ障がいのある方への虐待がなくなるといふことだと思えます。

福祉政策が地域移行へ軸足を動かしていく中で、地域で暮らすご本人には「入院」「個人賠償」という二大リスクだけではなく、「他人からのリスク」という第三のリスクがあることをご理解いただければと思います。

病気入院の場合のご本人の年齢は？

「病気の入院が多い」というと、高齢者の契約が多いからだろうと考えがちです。しか



し、弊社の契約は35歳～39歳の方を中心とした山型です。この年齢が中心であれば、一般の保険では入院請求はほとんどありません。

ところが、現実はそのようではありません。そのため、障がいのある方の年齢と肉体的な機能について、ある医学博士に相談してみました。この方はダウン症のある方を多く診ている小児科医なのですが、驚くべきことに、「ご本人の肉体的な運動能力や抵抗力は、実年齢（生年月日による年齢）に7歳を加えた年齢で見るとよい」と言われているのです。

このことから、日々の健康管理について、特に病気への抵抗力については、ご本人の実年齢に7歳程度を加えた年齢で対応したほうがよいといえるでしょう。

どんな病気で、どのくらい入院する？

入院の原因となった病気は「肺炎」がトップ。次に部位を問わず「ガン」でした。肺炎での平均入院日数は16.9日。ガンによる入院は少し長く23.1日、全病気の平均の入院日数は16.7日でした。肺炎がトップになっている理由は、風邪やインフルエンザの進行に周囲が気付かず、肺炎まで進行してから発見される点にあります。「一般には重篤化しにくい病気が、周囲の発見が遅れて重篤化してしまう」という傾向が、障がいのある方の病気に特有のリスクといえます。

個人賠償責任ではどんな注意が必要？

次のリスクは個人賠償責任です。「他人に迷惑をかけること」を心配される保護者の方も多く、実際、弊社への保険金請求も多数上がっています。しかし、一回の弁済金額はそれほど多くありません。もちろん、他人にケガをさせた場合にはお支払いする金額が数百万

円になることもあります。多くの場合「施設のガラスを割った」「職員のメガネを壊した」というもので、一回の弁済金額はそれほど高額ではありません。しかし、同じ方が同じような事故を何度も起こしてしまうことが、障がいのある方の個人賠償責任事故の特徴です。

ですから、個人賠償責任を補償する保険に加入する場合、大切なのは一回の金額の大きさではなく、同じ方が何度も同じ事故を起こしても補償できるかどうかという点です。

地域で生じている虐待の実態

最後に、第三のリスク「他人からのリスク」ではどんな請求があったかをお伝えします。

これまで生じた保険金請求は「自宅近くで性的虐待を受けた」「悪質な訪問販売に遭った」というもの。特に訪問販売は、都市部に限ったものではなく、「高額な羽毛布団の契約をさせられた」という相談が東京と高知から寄せられるなど、こうした被害は場所を選びません。大変残念なことに、地域には障がいのある方に手を差し伸べるのではなく、ご本人に身体的・経済的な危害を加える人間もいて、こうした被害事故が後を絶ちません。

ぜひご本人に適切な保障を

弊社の保険金支払結果の分析を基に、障がいのある方に特有なリスクをお伝えしました。こうしたリスクに備えるためには、日々の安全管理とともに適切な保障も必要です。ご加入中の保険の保障内容について、リスクにしっかり対応できるものかどうかをぜひともご確認いただければと思います。ご本人の保険についてのお問合せやご相談は、ぜんち共済(株)フリーコール 0120-322-150 (担当：富岡)までお気軽にご連絡ください (裏表紙を参照)。